年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

旭川国民年金 事案 397 (事案 86 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から62年3月まで

平成20年7月16日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った後に、申立期間の一部を含む昭和62年分の確定申告書の控えと国税還付金振込通知書が見つかった。

私は、国民年金の加入時期ははっきりと憶えていないが、A市役所で国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料は同市役所または郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が、直近の20歳到達者の加入状況等から昭和62年9月から同年10月ころであると推認され、その時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された、新たな資料である申立人の所持する昭和62年分の確定申告書の控えによると、社会保険料控除額として「87,900」円が記載されており、当該金額は、62年1月から同年12月までの国民年金保険料額と一致していることから、申立人は、申立期間のうち、62年1月から同年3月までの保険料を納付していたことが認められる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和 62 年 11 月 16 日付けで社会保険事務所から申立人に納付書が発行されていることが確認できるが、申立人の所持する 62 年分の確定申告書の控えでは、当該納付書により納付が可能な過年度保険料 (昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料)のうち 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料の納付しか確認できず、

申立人は、「領収証がなければ控除額として認められなかった。」と述べていることから、申立期間のうち61年12月以前の保険料については62年中には納付していなかったと推認される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間のうち昭和61年12月以前の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

旭川国民年金 事案 398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年10月まで

② 昭和47年3月

③ 昭和48年3月から52年2月まで

④ 昭和52年10月から57年3月まで

申立期間当時、私は、農業後継者として就農していたので、父親が国民年金保険料をA農業協同組合の組合員勘定で納付しており、結婚後も同様に、私たち夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は7か月と比較的短期間であり、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を農協の組合員勘定で納付していたと主張しているとおり、社会保険庁の特殊台帳から、申立人が20歳に到達した昭和43年*月から申立期間①の直前である46年3月までの期間において、申立人及び申立人の両親の納付年月及び申請免除期間が一致していることが確認でき、当該申立期間について、両親の保険料は納付済みであることから、父親が、自身と母親の保険料を納付していながら、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和47年3月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該1か月が未納とされているものであるが、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料についても申立人の父親が農協の組合員勘定で納付していたと主張している。しかし、社会保険庁の特殊台帳から、申立人の両親は、47年1月に、同年1月から同年12月までの国民年金保険料を一年前納していることが確認できる一方、B市の被保険者名簿から、申立人の当該申立期間直後の47年4月から同年9月までの国民年金保険料が同年10

月に納付されていることが確認できることから、申立人の父親は、当該申立期間の保険料を一緒には納付していないと考えられる上、申立人が当該申立期間直後の保険料を納付した時点(昭和47年10月)では、当該申立期間の保険料は過年度保険料となり、農協の組合員勘定では現年度保険料は納付できたものの、過年度保険料は納付できなかったと考えられるが、申立人には、農協の組合員勘定以外で父親が保険料を納付した記憶が無いことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間③及び④については、それぞれ47か月及び54か月と長期間であり、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和48年3月31日に喪失した後、同年4月1日に国民年金被保険者資格を再取得しているが、再取得の手続をした時期は、特殊台帳に記載された社会保険事務所から社会保険庁への進達時期から57年7月ころと推認できることから、当該申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、B市から申立人に対して、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人は保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した時点では、申立期間③ 及び④の一部は時効により納付することができない期間である上、過年度保険 料での納付が可能な期間についても、申立人は、申立人の父親が農協の組合員 勘定以外の方法で過年度保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人の父親が、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立人の父親が、当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

旭川国民年金 事案 399

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から57年3月まで

私は、昭和51年12月に結婚し、義父が私たち夫婦二人分の国民年金保険料をA農業協同組合の組合員勘定で納付していた。

夫婦二人分の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない ので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が申立人夫婦二人分の国民年金保険料を農協の組合 員勘定で納付していたと主張しているが、申立期間は申立人の夫も未納とされ ている上、申立期間は54か月と長期間である。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和52年10月26日に喪失しているが、国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったのは、特殊台帳に記載された社会保険事務所から社会保険庁への進達時期から57年7月ころと推認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、B市から申立人に対し、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人は保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である上、過年度保険料での納付が可能な期間については、申立人の主張する農協の組合員勘定では現年度保険料は納付できたものの、過年度保険料を納付することはできなかったと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の義父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の義父が申立期 間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年1月までの期間及び4年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年1月まで

② 平成4年5月から同年7月まで

平成2年1月に勤務先を退職する時に、上司から、「A市役所に年金手帳を持参し、免除申請をするように。」と指導され、母親からも免除申請をするように言われた。

A市役所の窓口で、国民年金保険料の免除は、前年の収入で判断することなどを説明された記憶があるので、申立期間について免除申請をしていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ころに免除申請の手続を行ったと主張しているが、 社会保険庁の記録から、申立人が初めて国民年金保険料の免除申請を行ったの は、平成10年1月27日であり、当該手続は、9年1月に導入された基礎年金 番号で行われていることが確認でき、それ以前に申立人の国民年金手帳記号番 号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申請免除は毎年度手続を行わなければならないものであり、申立人の申立期間の場合は、少なくとも3回の免除申請の手続が必要である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年3月1日まで 昭和38年4月からA社B支社(C営業所)に勤務していたが、39年4 月に同支社D支店に転勤となってからの厚生年金保険の加入記録が無い。 同支社D支店に転勤した後も仕事の内容は変わっておらず、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の直前の期間におけるA社B支社での厚生年金保険の加入記録(昭和 38 年4月1日取得~39 年4月1日喪失)、申立人の転勤の経緯等に係る具体的な記憶から、申立人が申立期間当時に同支社D支店に販売員として勤務していたことはうかがえるが、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、A社は、「職種による違いは現在もあり、内勤者、集金係は厚生年金保険に加入させているが、販売員は申立期間当時から加入させていない。」と回答しており、同社B支社D支店の元支店長も、「当時、D支店には業務主任、経理係、集金係、配送係がおり、これらは社会保険に加入していたが、販売員は何年在籍しても加入していなかった。」と証言している。さらに、連絡の取れた同支社の元従業員も、「販売員は、厚生年金保険には未加入であった。」旨を証言している上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同支社C営業所で一緒に勤務したと記憶している販売員の中には、申立人と同様に、同支社において厚生年金保険の加入記録がある者が複数人確認できるが、それらの者も他の営業所等に販売員として異動してからは、全員厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、また、同支社D支店において、申立人が一緒に勤務したと記憶している

販売員(2人)には、申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在しないことを踏まえれば、当時、同支社D支店では、すべての販売員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案277

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から15年3月25日まで

当時、社会保険を脱退することについて異論は無かったが、社会保険事務所とは滞納額についての話し合いはしたものの、標準報酬月額を下げることについての説明は受けていない。

標準報酬月額の減額処理に同意した覚えは無いので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成15年3月29日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年5月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(平成13年4月から14年9月までは20万円、同年10月から15年2月までは22万円)が13年4月までさかのぼって15万円に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人のほかに、申立人の夫である代表取締役についても、平成15年5月8日付けで標準報酬月額の減額訂正が行われているところ、申立人は、当該訂正処理に係る届出については承知していないとしているが、「平成14年8月ころから社会保険料の口座引き落としができなくなり、自ら社会保険事務所に保険料を納付しに行っていた。」、「社会保険事務所へは、手形、小切手の差し替えのため3回ほど、社長(夫)と私の二人で行った。」、「平成15年3月に、保険料が納付できない状況を見て、社会保険事務所のほうから、全喪しないかともちかけられ、全喪の届出書に押印した。」と述べており、連絡の取れた元従業員も、「申立人は、社会保険関係の届出、保険料の納入に関与していた。

当時、会社の経営状況も良くはなく、保険料も滞納していた。」と証言していることを踏まえれば、A社の取締役として社会保険関係事務を担当していた申立人は、同社の経営状況及び社会保険料の滞納状況について承知していたものと考えられ、当該訂正処理に係る届出について承知していなかったとの主張は不自然であり、当該行為について一定の権限を有していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、社会保険事務の担当取締役として、自らを含む記録訂正処理に職務上関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。